

農地を転用するときは、

農地法の許可が必要です

施設等の建築



・登記簿を見たら原野だったから大丈夫！

⇒農地法における農地とは、「登記地目」ではなく、

農地台帳で管理している「現況地目」です。

必ず農業委員会で現況地目を確認してください。

廃棄物置場



砂利等の敷設



駐車場化



資材置場



・所有地だから許可はいらない？

⇒所有地でも、農地以外の用途で

使用する場合は転用許可を受け

る必要があります。

・忙しいから後で報告すれば良い？

⇒事前に許可が必要です。

まずはお電話でも大丈夫ですので

農業委員会にご相談ください。

許可なく転用した場合や許可された事業計画どおりに転用していない場合、農地法違反となります。

原状回復命令や罰則が適用される場合がありますので、必ず事前に農業委員会にご相談ください。